



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第72号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (雇 用 政 策 課) 2

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (") 2

【告 示】

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額 (雇 用 政 策 課) 3

公布された条例等のあらまし

◇訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

雇用対策法施行規則の改正に伴う規定の整備（第3条・第9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

雇用対策法施行規則の改正に伴う規定の整備（第2条・様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改め、同項中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第3条第2項」を「第2条第1項第5号」に、「同項」を「同号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同法第4条第1項第2号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

第9条第1項中「第8号の3まで」を「第8号の4まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和42年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改め、同条中第16号を第17号とし、第12号か

ら第15号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「第3条第2項」を「第2条第1項第5号」に、「同項」を「同号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 施行規則第2条第2項第8号の2の規定に該当する父子家庭の父
様式第1号中「第8号の3」の次に「・第8号の4」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第244号

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）別表54の項第4号イの規定に基づき、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額を次のように定める。

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成12年島根県告示第220号）は、廃止する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特級 17,900円
2 1級、2級、3級（3に規定する者が受検する場合を除く。）、基礎1級、基礎2級及び単一等級

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機器組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾	17,900円
機械検査、婦人子供服製造	14,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	13,100円

- 3 3級（公共職業能力開発施設の訓練生、職業能力開発総合大学の訓練生、認定職業訓練施設の訓練生（就職してい

る者を除く。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、専修学校又は各種学校在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示、フラワー装飾	11,900円
機械検査、婦人子供服製造	9,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	8,700円

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。